

平成30年度 介護福祉士等届出制度 再就職支援研修会
(オーダーメイド型実習) 実施要項

社会福祉法人 山口県福祉協議会

1 目的

離職介護福祉士等届出登録者のうち未就業の者等を対象として、介護技術を再確認してもらうための実習を実施することにより、深刻な福祉人材の確保対策を推進していくことを目的として、本要項を定める。

2 実施体制

〔主催〕山口県

〔実施主体〕社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 山口県福祉人材センター
(以下「県社協」という)

3 参加対象者

離職介護福祉士等届出登録者のうち未就業の者等 (以下「参加者」という)

4 内容

再就職への不安を解消するために介護の知識・技術に関する研修等を希望する者に対して実施し、復職に関する支援を行う。

5 実習施設

受入施設は、「オーダーメイド型実習」(以下「実習」という)の申込者の希望を考慮し、実習を行う。

6 期間

〔実習期間〕平成30年6月27日(水)から平成31年3月31日(日)

ただし、インフルエンザ等の感染症の流行期は除く。

なお、申込期間中に受付されたものは、期間外も対応可能とする。

〔申込期間〕平成30年6月27日(水)から平成31年2月28日(木)

〔日数等〕下表のとおりとし、同一事業所につき1人1回を限度とする。

ただし、事業種別が異なれば同一事業所での複数実習は可能とする。

日数	時間
10日以内	1日(8時間以内)

7 県社協の業務

(1) 調整及び通知

①「オーダーメイド型実習申込書」(様式1)を受けた時は、実習希望者と受入施設との日程等の調整を行う。

②実習希望者及び受入施設へ「オーダーメイド型実習決定通知書」(様式2、3)を送付する。

(2) 支払事務

受入施設からの「請求書」(様式4)に基づき、オーダーメイド型実習費用を支払う。

(3) 変更及び取消

実習の実施について、変更又は中止の申し出があったときは調整を行う。

8 受入施設の主な業務

(1) 実習プログラムを作成し、事前に実習者と調整を行う。

(2) 受入施設の都合により変更が生じた場合は、速やかに届出を県社協に提出する。

(3) 受入施設は、事業終了後、2週間以内に「請求書」(様式4)を県社協に提出する。

9 実習者の責務

(1) 実習を希望する者は所定の「オーダーメイド型実習申込書」(様式1)を、実習希望日程2週間前までに県社協に提出する。

なお、申込書の提出は、受入予定施設からも可能とする。

(2) 実習を決定された者がやむを得ない事情により実習を中止する場合には、「オーダーメイド型実習変更(中止)届」(様式6)を県社協に提出する。

(3) 実習者は、実習終了後、10日以内に「オーダーメイド型実習終了報告書」(様式5)を県社協に提出する。

(4) 実習中に知り得た利用者等の個人情報について適切な管理を行い、個人情報を保護し、実習終了後も同様とする。

(5) 受入施設の就業規則などを遵守する。

(6) 実習中に事故が発生した場合には、速やかに受入施設に報告し、その指示に従う。

10 事故への対応

(1) 保険への加入

万一の事故に備え、実習者には、県社協が加入手続きを行い保険に加入する。

保険料は、県社協が負担するものとする。

なお、受入施設での保険対応でも可能とする。

(2) 県社協への報告

受入施設は実習中に事故が発生した場合、直ちに適切な対応を執り、「オーダーメイド型実習の事故報告書」(様式7)を県社協に提出する。

1 1 実施に係る費用について

- (1) 県社協は、オーダーメイド型実習受入費用として、受入施設に対し、下記により支払うこととする。

1人1日につき
6,000円

- (2) 実習実施に係る必要な昼食代、交通費等は、実習者の自己負担とする。

1 2 その他

- (1) 「教員免許状取得希望者に対する介護等実習」に係る学生及び各種資格（介護職員初任者研修等）取得のための実習生の受け入れは、本事業の対象外とする。
- (2) 調整が必要な事項が生じた時は、その都度関係者で協議し対応する。

附 則

この要項は、平成30年6月27日から施行する。